



第1章 高知県の環境政策

高知県環境基本条例

(環境共生課)

1 経緯

平成5年11月の環境基本法の制定や平成7年4月の機構改革による文化環境部の設置など、本県の環境行政は新たな視点に立った対応が求められることになり、文化及び環境それぞれの視点から各種施策を総合的に推進するため、「高知県環境基本条例」を平成8年3月26日に制定しました。

2 特色

- ・環境の保全に加え、創造を目的の一つに明示したこと
- ・「森林及び緑地の保全」、「農村環境の保全等」、「清流の保全」など本県ならではの環境を再評価する項目を盛り込んだこと
- ・「都市部と中山間地域との連携の促進等」という県政の重要課題である中山間地域対策を位置付けたこと
- ・「環境影響評価の推進」、「環境教育及び環境学習の振興等」、「資源の循環的な利用等の促進」などの予防的手法を位置付けたこと
- ・環境基本計画とローカルアジェンダ21の策定を位置付けたこと

3 概要

前文(抜粋)

私たちは、今までの経済効率優先を改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を築き、高知らしさあふれる県づくりをすべての県民の参加により推進し、将来の世代に引き継いでいくことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 県の責務
- 第5条 市町村の責務
- 第6条 事業者の責務
- 第7条 県民の責務
- 第8条 高知県環境白書

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

第9条 環境基本計画

第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

- 第10条 施策の策定等に当たっての配慮
- 第11条 環境影響評価の推進
- 第12条 規則の措置
- 第13条 助成等の措置
- 第14条 施設の整備等の推進
- 第15条 資源の循環的な利用等の促進
- 第16条 都市部と中山間地域との連携の促進等
- 第17条 森林及び緑地の保全等
- 第18条 農村環境の保全等
- 第19条 清流の保全
- 第20条 美しい海及び海岸の保全
- 第21条 環境美化の促進
- 第22条 良好な景観の形式
- 第23条 環境教育及び環境学習の振興等
- 第24条 民間団体等の自発的な活動の促進
- 第25条 情報の提供
- 第26条 調査及び研究の実施等
- 第27条 監視及び測定等
- 第28条 総合調整等のための体制の整備

第3節 地球環境の保全

- 第29条 地球環境の保全に資する行動計画の策定等
- 第30条 地球環境の保全に関する国際協力等

第3章 国及び他の地方公共団体との協力等

- 第31条 国及び他の地方公共団体との協力等
- 第32条 市町村への支援

高知県環境基本計画第四次計画の推進

(環境共生課)

1 経緯

高知県環境基本条例第9条に基づき、本県の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくための道筋と具体的施策を定める「高知県環境基本計画」を平成9年2月に策定しました。その後、計画の見直しを行い、平成20年11月に第二次計画を、平成23年4月に第三次計画を策定、平成28年4月に現計画の第四次計画を策定し、計画に基づいた環境政策に取り組んでいます。

2 概要

(1) 高知県環境基本計画の位置付け

本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的な計画として基本的な方向性を示すものであり、地球温暖化対策や自然環境保全等の関連する個別計画の上位計画です。

(2) 計画の基本的な考え方

高知の自然を“まるごと”活かす
～環境保全と地域の自然資源を活かした
産業振興を目指して～

多様な主体が協働して本県の恵み豊かな環境を保全するとともに、地域の自然資源を活かした産業振興を目指します。

(3) 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

(4) 目指すべき将来像

目指すべき将来像は次の3つの社会とし、統合的に取組を進めていきます。

- ア 地球温暖化対策が進んだ低炭素社会
- イ 環境への負荷の少ない循環型社会
- ウ 自然環境の保全が図られた自然共生社会

(5) 計画の対象分野

計画の対象地域は高知県全域とし、対象は次の5つの分野とします。

- ア 地球温暖化への対策
- イ 循環型社会への取組
- ウ 自然環境を守る取組
- エ 環境ビジネスの振興
- オ 環境を守り育てる人材の育成

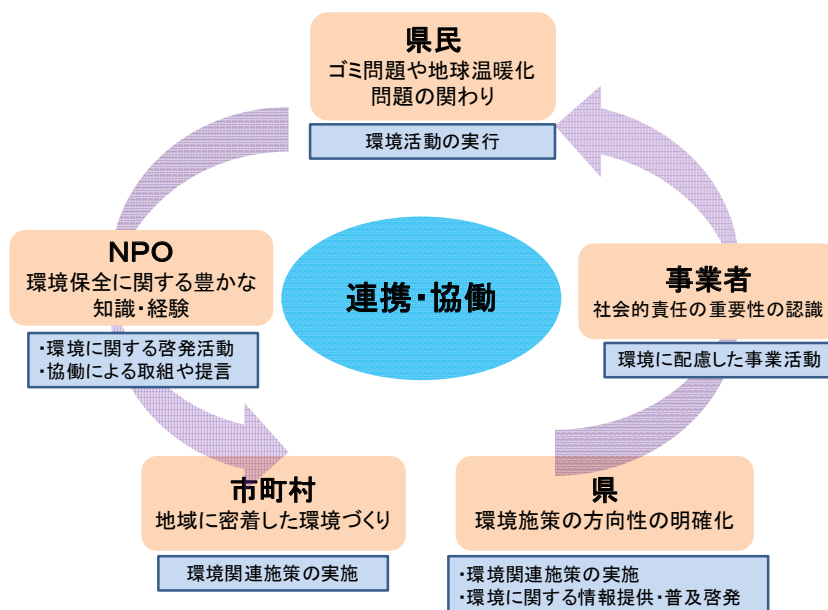
(6) 計画の推進体制

ア 計画の推進体制

庁内においては、横断的な検討組織の活用による情報の共有を図るとともに、県民やNPO、事業者等が取組に主体的に参画し、連携・協働した取組を推進します。

イ 計画の進行管理

PDC Aサイクルの考え方に基づく進行の点検を行うとともに、必要に応じて個別の施策や事業の見直しなどの検討を行います。



環境基本計画の推進体制

(7) 各分野における達成度の指標

本計画の効果的な推進のため、2020年（平成32年）度までの5か年で目指す各分野の達成度の指標を定量的に掲げ、達成状況の把握及び評価を行います。

各分野における達成度の指標

【1 地球温暖化への対策】

項目	目標値(目標年度)	現状値
1 県内の温室効果ガス排出量(基準年のH2年比)	7,934千t-CO2 16%削減(2030年度) ※電気のCO2排出係数は基準年で固定	9,190千t-CO2(固定) 2.7%削減(H26)
2 新エネルギーによる県内電力自給率	21.2%(H32)	15.3%(H29年3月)

【2 循環社会への取組】

項目	目標値(目標年度)	現状値
3 県民一人当たりの1日分の家庭ゴミ排出量(一般廃棄物)	537g以下(H32)	579g(H28)
4 産業廃棄物の再生利用量の割合	65.2%(H32)	65.2%(H26)

【3 自然環境を守る取組】

項目	目標値(目標年度)	現状値
5 県内民有林の間伐面積(H25~H29の5年間)	39,000ha(H25~H29の5年間)	21,871ha(H25~H28の4年間)
6 公共土木工事の木材利用量(工事費1億円当たり基準値)	12m ³ (H31)	11.2m ³ (H28)
7 公共用水域における水質汚濁に係る環境基準達成率	93%以上(H32)	96.8%(H28)
8 地下水における環境基準達成率	100%(H27~H31平均)	98.0%(H28)
9 特定鳥獣の年間捕獲数	ニホンジカ30,000頭、 イノシシ20,000頭(H32)	ニホンジカ19,554頭、 イノシシ17,505頭(H28)

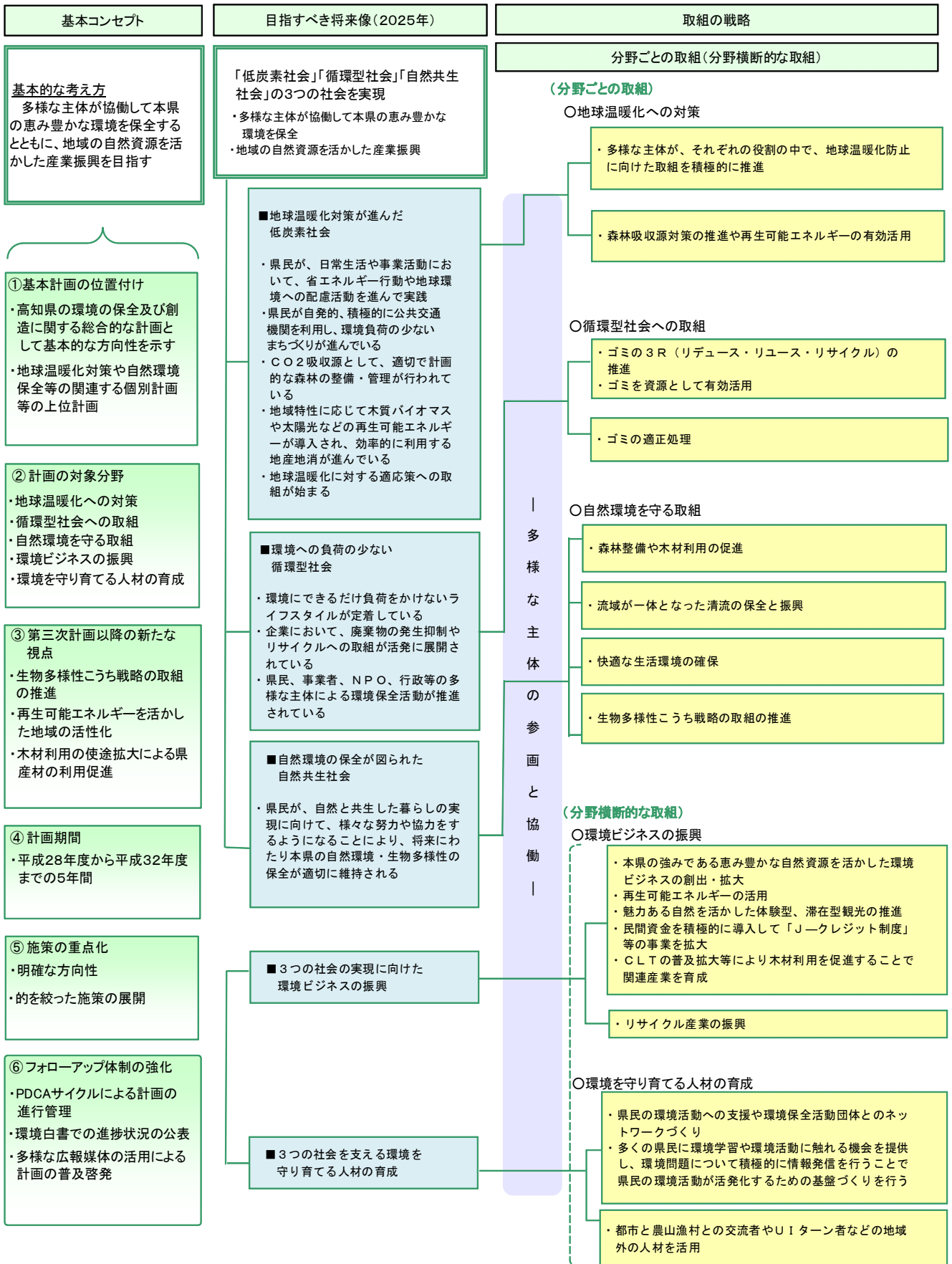
【4 環境ビジネスの振興】

項目	目標値(目標年度)	現状値	
10 協働の森づくり事業によるパートナーズ協定締結市町村数(新規・更新)	県内全市町村(H32)	25市町村(協定中22市町村)(H28)	
11 J-VER制度により創出したCO2排出削減・吸収クレジットの販売量	保有量13,639t全ての販売(H32)	1,091t(H29未見込)	
12 木質バイオマスの年間利用量	573,000t(H31)	437,000t(H28)	
13 環境保全型農業の推進	病害版IPM導入品目	6品目(H31)	7品目(H29)
	施設キュウリでの天敵導入面積率	60%(H31)	40%(H29)
	施設カンキツ類での天敵導入面積率	20%(H31)	13%(H29)
	生産販売に共に取り組む有機農業者グループ数	5グループ(H31)	4グループ(H29)
	グローバルGAP認証取得経営体数	5(H31)	3(H29未見込)
	園芸用重油使用量	50,000kl(H31)	50,000kl(H28)
19 リサイクル製品等認定制度の認定数	リサイクル製品	100件(H32)	96件(H28)
	環境配慮型事業所	20件(H32)	18件(H28)

【5 環境を守り育てる人材の育成】

項目	目標値(目標年度)	現状値	
21 地球温暖化防止活動推進員のリーダーとなる「スーパー推進員」の養成	15人以上(H32)	14人(H29)	
22 指導者の育成	自然体験上級指導者(NEALインストラクター)受講者数 H29年度より(自然体験活動企画担当者セミナー)	受講者数延べ160人(H32)	受講者数延べ63人(H28)
	生物多様性こうち戦略推進リーダーの養成	50人(H30)	22人(H30.1現在)
24 指導者の活用	豊かな自然体験活動を提供できる指導者の派遣	青少年団体や小・中学校への派遣10団体(H32)	青少年団体や保・幼・小・中学校への派遣4団体、参加者(幼84人、児童64人、生徒20人) 【H29.1月現在】
25 県民意識の向上	講師の派遣・紹介等による環境学習等の受講者数	1,800人以上(H32)	1,613人(H28)
26 環境保全活動を行うボランティア参加者	こうち山の日県民参加支援事業の参加者数	375人(H32)	300人(H29未見込)
	県民一斉美化活動の参加者数	3,000人以上(H32)	2,419人(H28)

■事業体系表



高知県環境審議会

(環境共生課)

〇概要

高知県環境審議会は環境基本法第43条及び自然環境保護法第51条に基づき、高知県内の環境保全に関する基本的事項や自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するために設置された知事の附属機関です。

審議会には総合部会、水環境部会、生活環境部会、自然環境部会、温泉部会の5つの部会が設置されており、それぞれの所掌事務について審議を行っています。

【各部会の所掌事務】

部会名	所 掌 事 務
総合部会	1 部会の審議に関する総合調整に関すること 2 環境の保全に関する基本的事項に関すること 3 前各号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌事務に属しない事項に関すること
水環境部会	水質、地盤沈下その他水環境に係る重要事項に関すること
生活環境部会	1 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止その他生活環境に係る重要事項に関すること 2 廃棄物処理に係る重要事項に関すること
自然環境部会	1 自然環境の保全に係る重要事項に関すること 2 県立自然公園に係る重要事項に関すること 3 鳥獣保護及び狩猟に係る重要事項に関すること
温泉部会	温泉に係る事項に関すること



高知県環境審議会の様子（平成29.2.6）

【審議会及び各部会の開催実績（平成28年度）】

会議名	議 題
環境 審議会	(平成29.2.6) 審議事項 ・高知県環境基本計画第四次計画の取り組み状況と成果について
	諮問事項 ・横倉鳥獣保護区特別保護地区の指定について ・平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について
	報告事項 ちひろみさき ・千尋 岬 鳥獣保護区特別保護地区の指定について ・平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について
水環境 部会	(平成29.2.17) ・平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について
自然環境 部会	(平成28.6.29) ・生物多様性こうち戦略の行動計画の取組状況と成果について

高知県文化環境功労者表彰（文化振興課）

1 概要

県では、文化の振興、国際交流の推進、環境の保全及び県民生活の向上に顕著な功績のあった個人や団体を表彰しています。

表彰の基準は、活動期間が概ね10年以上で、下記の表彰分野に該当する県内在住の個人や団体、又は先導的、先駆的な活動であり知事が表彰することを適当と認める場合としています。

受賞者（団体を含む）は、推薦のあったものの中から、選考委員会によって審査し、決定されています。

この表彰は、平成8年度から実施しており、平成29年度までに124の個人・団体を表彰しています。

また、環境関係では、30の個人・団体を表彰しています。

2 表彰分野

- (1) 芸術の振興、文化財の保護など文化の振興に尽くしたもの
- (2) 地域国際化、国際友好交流、国際協力など国際交流の推進に尽くしたもの
- (3) 自然共生社会づくり、循環型社会づくりなど環境の保全に尽くしたもの
- (4) 消費生活、安全安心まちづくり、男女共同参画の分野において県民生活の向上に尽くしたもの

3 平成29年度受賞者

文化の振興	濱田 一郎（尚川） （県内市町村公募展において要職を務め、書道をはじめとする文化の振興に尽力した。）
環境の保全	山脇 幸一 （地域の環境美化や子どもたちの環境保全意識を向上させる活動に取り組み、環境保全に尽力した。）
県民生活の向上	上田 瀧雄 （子どもたちの健全育成と地域の安全活動に取り組み、県民生活の向上に尽力した。）

4 表彰実績

※分野は重複している場合がありますので、受賞者（団体を含む）の計とは合わないところがあります。

年 度	受 賞 者	受 賞 分 野							
		文化の振興			国 際 交 流	環 境 の 保 全	自 然 環 境 の 保 護	県 民 生 活 の 向 上	そ の 他
		文 化 芸 術	文 化 財 の 保 護	生 活 文 化					
8	4	2	1			1			
9	7	5			1	1			
10	5	2				1	1		1
11	7	1	2		1	3			
12	5		2		2	1			
13	9	5	2		1	1			
14	6	3	1		1	1			
15	7	4	1		1	2			
16	7	3	1	1		2			
17	7	2	1		2	2			
18	7	1	4		2		2		
19	6	2	2		2		2		
20	6	1	2		1		1	2	
21	4	2			1	1		1	
22	5	1	1		1		2		
23	4	3			1			1	
24	4	2				2			
25	6	3	3			1			
26	6	3	1			1		2	
27	3	2	1						
28	6	5				1			
29	3	1				1		1	
合計	124	53	25	1	17	22	8	7	1

木の文化賞表彰

(林業環境政策課)

1 概要

木の文化県構想の定着を図るため、木造建築物及び木造建造物の部、木の文化のまち並み及び生活のある風景の部、木の文化を实践している人たちの部の3部門で功績のあるものを表彰しています。

2 平成29年度 高知県木の文化賞

<木造建築物・建造物の部>



黒岩地区集落活動センター



宿毛商銀信用組合本店・宿毛支店



大壩の家

<木の文化を实践している人たちの部>



黒潮町佐賀北部活性化推進協議会